

養護盲老人ホーム 生日幸明荘

運 営 規 程

第 1 章 施設の目的と運営方針

(目的)

第 1 条 社会福祉法人凌雲堂が設置経営する養護盲老人ホーム生日幸明荘（以下「施設」という。）は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号、以下「法」という。）の理念、及び「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成 27 年 4 月 1 日改正）に基づき居宅において養護を受けることが困難な視覚障害の老人を入所して養護するとともに、特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設（以下「特定施設」という。）としての適正な運営を行うことを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 施設は、法の理念と利用者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

2 施設の職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることとする。

4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(入所定員)

第 3 条 施設の利用者の定員は、54 名とする。居室の定員は 1 人、又は、処遇上必要と認められる場合は、2 人とする。

(施設の名称及び所在地等)

第 4 条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 養護盲老人ホーム生日幸明荘
- (2) 所在地 宮崎県宮崎市大字跡江 2 3 6 6 番地

第2章 職員及び職務

(職員の職種、定数及び職務の内容)

第5条 施設に次の職員を置く。

- | | |
|------------|------|
| (1) 施設長 | 1名 |
| (2) 事務長 | 1名 |
| (3) 事務員 | 若干名 |
| (4) ケア管理部長 | (1)名 |
| (5) 生活相談員 | 2名以上 |
| (6) 看護職員 | 2名以上 |
| (7) 支援員 | 6名以上 |
| (8) 栄養士 | 1名以上 |
| (9) 調理員 | 4名以上 |
| (10) 介助員 | 1名 |
| (11) 嘱託医師 | 若干名 |

2 職員の定数は、国の定める配置基準を下回らない職員を配置するものとする。

3 職員は、利用者の処遇に支障のない場合において、特定施設等の職務に従事させることができる。

4 第1項のほかに必要に応じ、他の職員（非常勤職員を含む）を置くことができる。

(職員の職務等)

第6条 施設長は、職員の管理、業務遂行の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。

2 その他の職員の職務、及び事務分掌については、社会福祉法人凌雲堂組織規則の定めるところによる。

(職員の会議、及び研修)

第7条 施設の円滑な運営と職員の資質の向上、及び相互の連携を図るため、毎月1回以上職員会議及び職員研修会を行う。

第3章 入所及び退所

(入所)

第8条 施設の利用は、措置の実施機関からの入所の委託のあった者とする。ただし、満員等の正当な理由がある場合は、委託を拒むことができる。

(入所時の面接)

第9条 施設長または生活相談員は、新たに入所した利用者に対し面接を行い、ホームの目的、方針、目標、心得その他必要な事項を説明して、安心と信頼感をいだかせるように努めるものとする。

(身上調査および検診)

第10条 施設長または生活相談員及び医師は、利用者について心身の状況、生活歴、病

歴その他必要な事項について、入所時又は随時に調査、検診を行い、これを記録保存しておくものとする。

(社会復帰の支援)

第11条 施設は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮するとともに、営むことができると認められる者にその円滑な退所のために必要な援助に努めるものとする。

2 利用者の退所に際しては、保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 施設は、利用者の退所後も、必要に応じ、当該利用者及びその家族に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めるものとする。

(退所)

第12条 次の各号の場合は、速やかに措置の実施機関に連絡を行い、その指示を受けるものとする。

(1) 利用者から退所の申し出があったとき。

(2) 利用者が無断で退所し、帰所の見込みがないと認められたとき。

(3) 利用者が病院等に入院し、3ヶ月以上経過したとき又は及び3か月以上の入院が見込まれるとき。

(4) 利用者が死亡したとき。

2 利用者から第1項(1)号の退所の申し出があったときは、退所理由、退所日、退所先等を的確に聴取のうえ措置の実施機関に連絡することとする。

(無断退所)

第13条 利用者が無断で外出し10日を経ても帰所しないときは、次の各号を措置の実施機関に連絡し、その指示を受けるものとする。

(1) 退所(推定)日

(2) 退所理由

(3) その他必要な事情

(死亡)

第14条 施設長は、利用者が死亡したときは、死因、日時、その他必要な事項を速やかに措置の実施機関、近親者、身元引受人等の関係者に連絡するものとする。

2 施設長は、死亡した利用者に葬祭を行う者がいないときは、法第11条第2項により葬祭の委託を行うものとする。

(命令退所)

第15条 施設長は、利用者が第34条第1項各号に違反し、その後施設長の指示又は指導に従わないときは措置の実施機関に報告し、その指示を受けるものとする。

第4章 利用者に対する処遇の内容

(基本原則)

第16条 利用者の処遇にあたっては、医学、心理学、あるいは科学に基づき、知識の活用に努め、心身の状況に応じた快適で規律のある生活に親しませ、明るい環境のもとに日常生活を営ませるように心掛けるものとする。

2 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行い、利用者の自立支援や生活意欲の増進等を図るものとする。

(処遇計画)

第17条 施設長は、利用者の処遇が個々の能力に応じた適切なものとなるよう処遇計画を作成する。

2 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させる。

(虐待防止に関する事項)

第18条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(居宅サービス等の利用)

第19条 施設は、利用者が要介護状態等になった場合には、適切な居宅サービス等を受けることができるよう必要な措置を講じるものとする。

(身体的拘束の禁止)

第20条 施設は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(日課)

第21条 施設長は、日常生活につき、日課を定めこれを励行させることができる。ただし、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制してはならない。

(生活相談等)

第22条 施設は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう常に配慮し、必要な援助を適切に行うとともに、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言等を行うものとする。

2 施設は、各種申請はじめ利用者が必要とする手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、必要な支援を行う。

3 特に金銭にかかわるものについては、事前に同意を得るとともに、代行した後は、本人又は家族に確認を得るとともに、その内容を記録しておくものとする。

(日用品等の給貸与)

第23条 利用者には、寝具その他の日常生活に必要な物品を給与し、又は貸与するものとする。

(食事)

第24条 利用者には、1日3回適切な時間に食事を提供するものとする。

2 食事はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと成分を含み、かつ調理にあたっては、利用者の嗜好を十分に考慮し栄養価の損失をさけ、消化・吸収の実をあげるように努めなければならない。

(入浴)

第25条 施設は、1週間に2回以上、利用者を入浴させ、又は清拭を行うものとする。

(健康管理)

第26条 施設は、利用者の健康管理に努める。

2 施設長又は嘱託医師及び看護職員は、常に利用者の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施して、その結果を記録しておかなければならない。

3 給食調理業務に従事する者は、毎月1回以上の検便を受けなければならない。

(衛生管理等)

第27条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 施設は、施設内で感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 施設は、褥瘡ハイリスク者に対し、褥瘡予防のための必要な措置を講ずるものとする。

(医療)

第28条 施設は、利用者の医療的処遇を円滑に行うため、協力病院、協力歯科医療機関を別に定める。

2 医師は、毎月2回を基準として利用者の診療、健康相談にあたる。

3 前項の規定にかかわらず緊急の場合は、診療を受けることができる。

4 利用者が負傷又は疾病にかかった時は、施設内で医療を受けることができる。

(緊急時の対応)

第29条 施設の従事者は、入所者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡する等の

必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

第5章 利用者の守るべき規律

(日課生活指導の励行)

第30条 利用者は、施設長ほか施設職員の指導による日課生活指導を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の親和に努めなければならない。

(外出及び外泊)

第31条 施設は、利用者の外出の機会を確保するよう努める。

2 利用者が外出(近隣への短時間のものは除く)又は外泊しようとする時は、その都度、施設長に届け出て、許可を受けなければならない。

(面会)

第32条 外来者が利用者と面会しようとする時は、施設長の許可を受け、施設長の指示に従わなければならない。

(健康保持)

第33条 利用者は、努めて健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別の事由がない限り拒否してはならない。

(身上変更の届出)

第34条 利用者は、身上に関する事項に変更が生じた時は、すみやかに施設長に届け出なければならない。

(施設内禁止行為)

第35条 利用者は、施設内で次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や習慣の相違等で他人を排撃し、又は自己の利益のため他人の自由を侵す行為
- (2) 喧嘩、口論、泥酔をし、施設内の静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼす行為
- (3) 寝具の上で喫煙する行為
- (4) 指定した場所以外で火気を用い、又は自炊をする行為
- (5) 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害する行為
- (6) 故意に施設若しくは備品等に損害を与え、又は、これを施設外に持ち出す行為

第6章 その他施設の運営に関する重要事項

(苦情処理)

第36条 施設長は、苦情を迅速かつ適切に対応するための窓口を置く。

2 施設長は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 施設長は、利用者からの苦情に対して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導・助言を受けた場合は迅速に改善を行う。

(秘密保持等)

第37条 施設職員は、正当な理由なくして、その業務上知り得た利用者又はその家族の

秘密を漏らしてはならない。なお、個人情報については、別に定める個人情報保護に対する基本方針にそって取り扱うものとする。

2 施設職員であった者は、正当な理由なくして、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(認知症研修等)

第38条 施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

(職場におけるハラスメントの防止)

第39条 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第40条 利用者は、故意又は過失によって施設若しくは備品等に損害を与え、又は無断でこれらの形状を変更した時は、その損害を弁償し、又は、原状に回復する責めを負わなければならない。

2 損害賠償の額は、利用者の収入及び事情を考慮して減免することができる。

(非常災害対策)

第41条 施設長及び防火管理者は、非常災害（火災、水害、地震等）に関して具体的計画を立てるとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しておくものとする。

2 施設は、非常災害に備え、災害時における少なくとも年2回以上利用者、及び職員の消防避難・救出その他必要な訓練を行う。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第42条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(記録の整備)

第43条 施設に、次の帳簿を備え付ける。なお、利用者の処遇の状況に関する諸記録は、その完結の日から5年間保管しなければならない。

(1) 管理に関する帳簿

- ア 事業日誌
- イ 沿革に関する記録
- ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録
- エ 定款及び施設運営に必要な諸規程
- オ 基調な会議に関する記録
- カ 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
- キ 関係官署に対する報告書等の文書綴

(2) 会計経理に関する帳簿

- ア 収支予算及び収支決算に関する書類
- イ 金銭の出納に関する帳簿
- ウ 債権債務に関する書類
- エ 物品受払に関する書類
- オ 収入、支出に関する帳簿
- カ 資産に関する帳簿
- キ 証拠書類綴

(3) 利用者に関する帳簿

- ア 利用者名簿
- イ 利用者台帳(身上調書)
- ウ 処遇計画
- エ 処遇記録、処遇日誌
- オ 身体拘束等記録、苦情内容等記録、事故記録
- カ 献立、その他給食に関する記録
- キ 利用者の健康管理に関する記録

(地域との連携等)

第44条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携・協力を行う等、地域との交流を図る。

(事故発生の防止等)

第45条 施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、その防止のための指針の整備を行うとともに、対策委員会や職員研修の開催等必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、利用者の日常生活や処遇上に事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 事故防止委員会を設置するとともに、委員会を定期的を開催し、その結果について職員に周知徹底する

- 4 事故防止に関する指針を整備
- 5 事故防止に関する定期的な研修を実施
- 6 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(掲示)

第46条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(その他)

第47条 この規程によるもののほか、疑義、不明な点が生じた時は特別養護老人ホーム 悠楽園管理規程を準用する。

(改正)

第48条 この規程を改正する時は、社会福祉法人凌雲堂の理事会・評議員会の承認を得るものとする。

附則

- 1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 養護(盲)老人ホーム 生目幸明荘管理規程は廃止する。

附則 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 1 この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附則 1 この規定は、令和6年4月1日から施行する。